

第 3 7 6 回宮城県議会（定例会）提出予定議案一覧

I 予算議案（4件）

- | | | |
|-----|------------|---|
| (1) | 議第 164 号議案 | 令和 2 年度 宮 城 県 一 般 会 計 補 正 予 算 |
| (2) | 議第 165 号議案 | 令和 2 年度 宮 城 県 土 地 取 得 特 別 会 計 補 正 予 算 |
| (3) | 議第 166 号議案 | 令和 2 年度 宮 城 県 水 道 用 水 供 給 事 業 会 計 補 正 予 算 |
| (4) | 議第 167 号議案 | 令和 2 年度 宮 城 県 流 域 下 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 |

II 予算外議案（84件）

1 条例議案（12件）

（1） 議第 168 号議案 部制条例の一部を改正する条例

部の再編整備に伴い、所要の改正を行おうとするもの
施行 令和3年4月1日
所管 人事課

○主な内容

「復興・危機管理部」の新設等

（2） 議第 169 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当の額を改定するため、所要の改正を行おうとするもの
施行 公布の日
所管 人事課

○主な内容

児童相談所に勤務する児童福祉司等に係る社会福祉業務手当の支給額の引上げ

○適用 令和2年4月1日

(3) 議第 170 号議案

手数料条例及び家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例

家畜改良増殖法等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの
施行 公布の日
所管 財政課、畜産課

○主な内容

- 1 手数料条例の改正
家畜人工授精所開設許可証に係る申請手数料の追加
- 2 家畜改良増殖法施行条例の改正
家畜人工授精所開設許可証に関する規定の整理等

(4) 議第 171 号議案

手数料条例の一部を改正する条例

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴い、
所要の改正等を行おうとするもの
施行 令和3年4月1日
所管 財政課

○主な内容

- 1 輸出証明書発行手数料等の新設
- 2 水産動物の輸出検疫証明手数料条例の廃止

(5) 議第 172 号議案

宮城県県税条例の一部を改正する条例

個人県民税及び法人県民税の超過課税（みやぎ環境税）の適用期間の延長をしようとするもの
施行 令和3年4月1日
所管 税務課

○主な内容

個人県民税及び法人県民税の均等割超過課税（みやぎ環境税）の適用期間を5年間延長

(6) 議第 173 号議案

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理すること等とするため、所要の改正を行おうとするもの
施行 令和3年4月1日等
所管 市町村課

○主な内容

- 1 市町村の申出に基づく事務の移譲 → 1事務
- 2 根拠法令の改正により規定の整理を行うもの → 5事務

(7) 議第 174 号議案

地域環境保全特別基金条例の一部を改正する条例

設置目的の変更等，所要の改正を行おうとするもの
施行 公布の日等
所管 再生可能エネルギー室

○主な内容

- 1 設置目的に「災害廃棄物の処理の促進に関する取組」を追加し，「再生可能エネルギー源の利用に関する取組」を削除
- 2 失効規定の削除

(8) 議第 175 号議案

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

食品衛生法等の改正に伴い，所要の改正等を行おうとするもの
施行 令和3年6月1日
所管 食と暮らしの安全推進課

○主な内容

- 1 食品衛生法施行条例の改正
施設基準の改定及び各種営業許可申請手数料の改定等
- 2 かきの処理に関する取締条例及び食品衛生取締条例の廃止

(9) 議第 176 号議案

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場営業に係る許可申請手続の簡略化等をするため、所要の改正を行おうとするもの
施行 公布の日
所管 食と暮らしの安全推進課

○主な内容

- 1 事業譲渡に伴う許可申請の際の記載事項の省略等
- 2 興行場営業の許可申請書に添付する書類の簡素化

(10) 議第 177 号議案

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの
施行 公布の日
所管 食と暮らしの安全推進課

○主な内容

- 事業譲渡に伴う許可申請書に添付する書類の簡素化

(11) 議第 178 号議案

職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する
条例

職業能力開発促進法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行
おうとするもの
施行 公布の日
所管 産業人材対策課

○主な内容

普通課程及び短期課程の訓練の実施方法における基準の緩和

(12) 議第 179 号議案

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

豚熱のワクチン注射に係る手数料の免除規定を新設しよう
とするもの
施行 公布の日
所管 畜産課

○主な内容

豚熱のワクチン注射に係る手数料について、初回接種に限り免除す
る規定を新設

2 条例外議案（72件）

（1） 議第 180 号議案

当せん金付証券の発売限度額について

令和3年度において県が発売する自治宝くじの発売限度額について、当せん金付証券法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 財政課

○宝くじの発売限度額 110億円

（2） 議第 181 号議案

指定管理者の指定について（宮城県こもれびの森）

宮城県こもれびの森の指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 自然保護課

○主な内容

- 1 指定しようとする団体 株式会社ゆめぐり
- 2 指定の期間 令和3年4月1日～
令和8年3月31日

(3) 議第 182 号議案

指定管理者の指定について（宮城県さくらハイツ及び宮城県コスモスハウス）

宮城県さくらハイツ及び宮城県コスモスハウスの指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 子ども・家庭支援課

○主な内容

- 1 指定しようとする団体 社会福祉法人宮城県福祉事業協会
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日～
令和8年3月31日

(4) 議第 183 号議案

指定管理者の指定について（宮城県啓佑学園及び宮城県第二啓佑学園）

宮城県啓佑学園及び宮城県第二啓佑学園の指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 障害福祉課

○主な内容

- 1 指定しようとする団体 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日～
令和8年3月31日

(5) 議第 184 号議案

指定管理者の指定について（宮城県船形の郷）

宮城県船形の郷の指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの

所管 障害福祉課

○主な内容

- 1 指定しようとする団体 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日～
令和6年3月31日

(6) 議第 185 号議案

指定管理者の指定について（宮城県七ツ森希望の家）

宮城県七ツ森希望の家の指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの

所管 障害福祉課

○主な内容

- 1 指定しようとする団体 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日～
令和8年3月31日

(7) 議第 186 号議案

指定管理者の指定について（小鯖漁港の指定施設（小鯖護岸横泊地））

小鯖漁港の指定施設（小鯖護岸横泊地）の指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 水産業基盤整備課

○主な内容

- 1 指定しようとする団体 宮城県漁業協同組合
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日～
令和8年3月31日

(8) 議第 187 号議案

指定管理者の指定について（鮎立漁港の指定施設）

鮎立漁港の指定施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 水産業基盤整備課

○主な内容

- 1 指定しようとする団体 宮城県漁業協同組合
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日～
令和8年3月31日

(9) 議第 188 号議案

指定管理者の指定について（波路上漁港の指定施設（七半沢防波堤横泊地及び内沼防波堤横泊地））

波路上漁港の指定施設（七半沢防波堤横泊地及び内沼防波堤横泊地）の指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 水産業基盤整備課

○主な内容

- 1 指定しようとする団体 宮城県漁業協同組合
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日～
令和8年3月31日

(10) 議第 189 号議案

指定管理者の指定について（浦の浜漁港の指定施設（田尻防波堤横泊地，磯草B防波堤横泊地，浦の浜栈橋横泊地①及び浦の浜栈橋横泊地③））

浦の浜漁港の指定施設（田尻防波堤横泊地，磯草B防波堤横泊地，浦の浜栈橋横泊地①及び浦の浜栈橋横泊地③）の指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 水産業基盤整備課

○主な内容

- 1 指定しようとする団体 宮城県漁業協同組合
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日～
令和8年3月31日

(11) 議第 190 号議案

指定管理者の指定について（志津川漁港の指定施設（林防波堤横泊地，南防波堤横泊地，大森護岸横泊地及び大森防波堤横泊地②））

志津川漁港の指定施設（林防波堤横泊地，南防波堤横泊地，大森護岸横泊地及び大森防波堤横泊地②）の指定管理者を指定することについて，地方自治法の定めるところにより，議会の議決を受けようとするもの
所管 水産業基盤整備課

○主な内容

- 1 指定しようとする団体 宮城県漁業協同組合
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日～
令和8年3月31日

(12) 議第 191 号議案

指定管理者の指定について（桃ノ浦漁港の指定施設）

桃ノ浦漁港の指定施設の指定管理者を指定することについて，地方自治法の定めるところにより，議会の議決を受けようとするもの
所管 水産業基盤整備課

○主な内容

- 1 指定しようとする団体 宮城県漁業協同組合
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日～
令和8年3月31日

(13) 議第 192 号議案

指定管理者の指定について（仙台港多賀城地区緩衝緑地）

仙台港多賀城地区緩衝緑地の指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 都市計画課

○主な内容

- 1 指定しようとする団体 株式会社東北ダイケン
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日～
令和8年3月31日

(14) 議第 193 号議案

指定管理者の指定について（石巻南浜津波復興祈念公園）

石巻南浜津波復興祈念公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 都市計画課

○主な内容

- 1 指定しようとする団体 石巻南浜津波復興祈念公園マネジメント共同事業体
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日～
令和8年3月31日

(15) 議第 194 号議案

指定管理者の指定について（仙塩流域下水道）

仙塩流域下水道の指定管理者を指定することについて，地方自治法の定めるところにより，議会の議決を受けようとするもの
所管 水道経営課

○主な内容

- 1 指定しようとする団体 みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体
- 2 指定の期間 令和3年4月1日～
令和4年3月31日

(16) 議第 195 号議案

指定管理者の指定について（阿武隈川下流流域下水道）

阿武隈川下流流域下水道の指定管理者を指定することについて，地方自治法の定めるところにより，議会の議決を受けようとするもの
所管 水道経営課

○主な内容

- 1 指定しようとする団体 水 i n g AM株式会社
- 2 指定の期間 令和3年4月1日～
令和4年3月31日

(17) 議第 196 号議案

指定管理者の指定について（鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道）

鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道の指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 水道経営課

○主な内容

- 1 指定しようとする団体 みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日～
令和4年3月31日

(18) 議第 197 号議案

県行政に係る基本的な計画の策定について（新・宮城の将来ビジョン）

新・宮城の将来ビジョンを策定することについて、宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 震災復興政策課

○計画の内容

- 1 新・宮城の将来ビジョン策定に当たって
- 2 これまでの取組の検証と今後想定される変化
- 3 県政運営の理念と基本姿勢
- 4 被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート
- 5 政策推進の基本方向

(19) 議第 198 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成26年8月1日

○損害賠償額 1,001,220 円

(20) 議第 199 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成27年4月1日

○損害賠償額 1,305,779 円

(21) 議第 200 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成27年4月1日

○損害賠償額 1,215,296 円

(22) 議第 201 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成27年4月1日

○損害賠償額 1,172,022 円

(23) 議第 202 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成27年4月1日

○損害賠償額 1,019,703 円

(24) 議第 203 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成27年8月21日

○損害賠償額 1,008,049 円

(25) 議第 204 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成28年4月1日

○損害賠償額 1,429,958 円

(26) 議第 205 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成28年4月1日

○損害賠償額 1,302,927 円

(27) 議第 206 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成28年4月1日

○損害賠償額 1,112,424 円

(28) 議第 207 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成28年4月1日

○損害賠償額 1,179,143 円

(29) 議第 208 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成28年4月1日

○損害賠償額 1,285,190 円

(30) 議第 209 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成28年4月1日

○損害賠償額 1,029,136 円

(31) 議第 210 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成28年4月1日

○損害賠償額 1,143,133 円

(32) 議第 211 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成29年4月1日

○損害賠償額 1,033,591 円

(33) 議第 212 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成29年4月1日

○損害賠償額 1,111,529 円

(34) 議第 213 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成29年4月1日

○損害賠償額 1,161,138 円

(35) 議第 214 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成29年4月1日

○損害賠償額 1,121,214 円

(36) 議第 215 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成29年4月1日

○損害賠償額 1,078,134 円

(37) 議第 216 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成29年4月1日

○損害賠償額 1,621,900 円

(38) 議第 217 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成29年4月1日

○損害賠償額 1,135,048 円

(39) 議第 218 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成29年4月1日

○損害賠償額 1,041,365 円

(40) 議第 219 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成29年4月1日

○損害賠償額 1,408,492 円

(41) 議第 220 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成29年4月1日

○損害賠償額 1,322,031 円

(42) 議第 221 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成29年4月1日

○損害賠償額 1,365,336 円

(43) 議第 222 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成29年4月1日

○損害賠償額 1,048,115 円

(44) 議第 223 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成29年4月1日

○損害賠償額 1,174,076 円

(45) 議第 224 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年4月1日

○損害賠償額 1,403,985 円

(46) 議第 225 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年4月1日

○損害賠償額 1,170,743 円

(47) 議第 226 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年4月1日

○損害賠償額 1,096,021 円

(48) 議第 227 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年4月1日

○損害賠償額 1,482,530 円

(49) 議第 228 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年4月1日

○損害賠償額 2,008,250 円

(50) 議第 229 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年4月1日

○損害賠償額 1,047,630 円

(51) 議第 230 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年4月1日

○損害賠償額 1,530,372 円

(52) 議第 231 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年4月1日

○損害賠償額 1,080,343 円

(53) 議第 232 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年4月1日

○損害賠償額 1,279,670 円

(54) 議第 233 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年4月1日

○損害賠償額 1,465,027 円

(55) 議第 234 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年4月1日

○損害賠償額 1,005,507 円

(56) 議第 235 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年4月1日

○損害賠償額 1,002,068 円

(57) 議第 236 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年4月1日

○損害賠償額 1,238,501 円

(58) 議第 237 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年4月1日

○損害賠償額 1,037,087 円

(59) 議第 238 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年4月1日

○損害賠償額 1,120,961 円

(60) 議第 239 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年4月1日

○損害賠償額 1,082,669 円

(61) 議第 240 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

○損害発生日 平成30年10月1日

○損害賠償額 1,015,348 円

(62) 議第 241 号議案

公立大学法人宮城大学が達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて

公立大学法人宮城大学が達成すべき業務運営に関する目標について、地方独立行政法人法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 私学・公益法人課

○目標の内容

- 1 中期目標の期間及び教育研究の基本組織
- 2 教育研究の質の向上に関する目標
- 3 地域貢献等に関する目標
- 4 業務運営の改善及び効率化に関する目標
- 5 財務内容の改善に関する目標
- 6 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標
- 7 その他業務運営に関する重要目標

(63) 議第 242 号議案

工事請負契約の締結について（日門漁港防潮堤等新築工事）

請 負 金 額 1,062,600,000 円
契約の相手方 株式会社小野良組
所管 漁港復興推進室

- 施工地名 気仙沼市本吉町田の沢地内
- 工事内容 施工延長 L=373.0m
防潮堤工 L=373.0m
付替道路工 一式
排水工 一式 外
- 工 期 議決の日の翌日～令和3年3月31日

(64) 議第 243 号議案

工事請負契約の締結について（宮城県志津川高等学校屋内運動場等改築工事）

請 負 金 額 550,000,000 円
契約の相手方 株式会社橋本店
所管 施設整備課

- 施工地名 本吉郡南三陸町志津川地内
- 工事内容 屋内運動場 S造2階建
延床面積 1,613 m² 外
- 工 期 議決の日の翌日～令和4年1月31日

(65) 議第 244 号議案

工事請負契約の締結について（南部地区職業教育拠点校
（仮称）校舎等新築工事）

請 負 金 額 3,959,146,400 円
契約の相手方 フジタ・八重樫工務店・松浦組建設工事共
同企業体
所管 施設整備課

- 施工地名 柴田郡大河原町字上川原地内
- 工事内容 校舎棟 RC造（一部SRC造）3階
延床面積 12,065 m²
渡り廊下1 S造平家
建築面積 18 m²
渡り廊下2 S造平家
建築面積 43 m² 外
- 工 期 議決の日の翌日～令和4年12月23日

(66) 議第 245 号議案

工事請負変更契約の締結について（大谷川地区海岸等護
岸等災害復旧工事）

請 負 金 額 2,414,621,960 円 → 2,477,747,660 円
契約の相手方 株式会社森本組
所管 河川課

- 議 決 日 平成26年11月27日 議第376号議案
- 第一回変更 平成27年2月25日提出 報告第65号
- 第二回変更 平成28年2月24日提出 報告第99号
- 第三回変更 平成28年11月25日提出 報告第317号
- 第四回変更 平成31年2月21日提出 報告第39号
- 第五回変更 令和元年11月27日 議第226号議案
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

(67) 議第 246 号議案

工事請負変更契約の締結について（坂元川等護岸等災害復旧工事（その3））

請 負 金 額 1,094,506,480 円 → 1,071,252,480 円
契約の相手方 株式会社橋本店
所管 河川課

- 議 決 日 平成29年11月27日 議第242号議案
- 第一回変更 平成30年2月23日提出 報告第93号
- 第二回変更 平成31年2月21日提出 報告第61号
- 第三回変更 令和2年2月14日 議第62号議案
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

(68) 議第 247 号議案

工事請負変更契約の締結について（野々島地区海岸護岸等災害復旧工事）

請 負 金 額 2,246,033,920 円 → 2,950,424,420 円
契約の相手方 東洋建設株式会社
所管 河川課

- 議 決 日 平成30年2月16日 議第78号議案
- 第一回変更 平成31年2月21日提出 報告第63号
- 第二回変更 令和2年2月14日 議第63号議案
- 変更の理由 施工内容の変更等による請負金額の変更

(69) 議第 248 号議案

工事請負変更契約の締結について（西沢川護岸等改良工事）

請 負 金 額 791,690,000 円 → 949,848,000 円
契約の相手方 株式会社山内組
所管 河川課

- 議 決 日 平成30年9月19日 議第213号議案
- 変 更 日 令和元年9月3日提出 報告第101号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

(70) 議第 249 号議案

工事請負変更契約の締結について（加茂川護岸等改良工事）

請 負 金 額 784,070,860 円 → 846,257,160 円
契約の相手方 奥田建設株式会社
所管 河川課

- 議 決 日 平成30年9月19日 議第215号議案
- 第一回変更 平成30年11月26日提出 報告第208号
- 第二回変更 令和2年2月21日提出 報告第34号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

(71) 議第 250 号議案

工事請負変更契約の締結について（富士川護岸等災害復旧工事（その5））

請 負 金 額 1,377,217,800 円 → 1,605,765,900 円
契約の相手方 佐藤工業・大山建設復旧・復興建設工事共
同企業体
所管 河川課

- 議 決 日 平成31年2月14日 議第46号議案
- 第一回変更 令和元年11月26日提出 報告第134号
- 第二回変更 令和2年2月14日 議第64号議案
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

(72) 議第 251 号議案

工事請負変更契約の締結について（吉田川堤防等改良工事）

請 負 金 額 1,025,200,000 円 → 1,176,217,900 円
契約の相手方 奥田建設株式会社
所管 河川課

- 議 決 日 令和元年7月3日 議第134号議案
- 変更の理由 施工内容の変更等による請負金額の変更

Ⅲ 報告（17件）

（1） 報告第 87 号

専決処分の報告について（松岩漁港防潮堤等災害復旧工事の請負契約の変更）

請 負 金 額 2,098,720,440 円 → 1,634,644,800 円
契約の相手方 阿部伊・橋本復旧・復興建設工事共同企業
体

- 議 決 日 平成29年2月20日 議第47号議案
- 一回目変更 平成29年6月16日提出 報告第125号
- 二回目変更 平成30年2月23日提出 報告第31号
- 三回目変更 平成31年2月21日提出 報告第13号
- 四回目変更 令和2年2月21日提出 報告第5号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和2年10月30日

（2） 報告第 88 号

専決処分の報告について（波路上漁港防潮堤災害復旧及び新築工事の請負契約の変更）

請 負 金 額 1,842,330,800 円 → 1,891,619,600 円
契約の相手方 株式会社阿部伊組

- 議 決 日 平成30年2月16日 議第68号議案
- 変 更 日 令和2年2月21日提出 報告第9号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和2年10月30日

(3) 報告第 89 号

専決処分の報告について（一般国道 398 号 崎山トンネル（仮称）工事の請負契約の変更）

請 負 金 額 1,889,415,100 円 → 1,903,783,300 円
契約の相手方 株式会社丸本組

- 議 決 日 平成 30 年 2 月 16 日 議第 70 号議案
- 変 更 日 令和 2 年 2 月 21 日提出 報告第 13 号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和 2 年 10 月 23 日

(4) 報告第 90 号

専決処分の報告について（主要地方道 奥松島松島公園線 宮戸道路改築工事（その 2）の請負契約の変更）

請 負 金 額 764,500,000 円 → 910,115,800 円
契約の相手方 株式会社丸本組

- 議 決 日 令和元年 9 月 4 日 議第 163 号議案
- 変更の理由 施工内容の変更等による請負金額の変更
- 専決処分日 令和 2 年 10 月 23 日

(5) 報告第 91 号

専決処分の報告について（大谷地区海岸等護岸等新設工事の請負契約の変更）

請 負 金 額 3,429,579,440 円 → 3,824,149,440 円
契約の相手方 五洋・本間・只野特定建設工事共同企業体

- 議 決 日 平成29年11月27日 議第240号議案
- 一回目変更 平成30年2月23日提出 報告第91号
- 二回目変更 令和元年6月17日提出 報告第85号
- 三回目変更 令和元年11月26日提出 報告第129号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和2年10月23日

(6) 報告第 92 号

専決処分の報告について（戸花川等護岸等災害復旧工事の請負契約の変更）

請 負 金 額 1,104,684,860 円 → 1,108,090,460 円
契約の相手方 奥田建設株式会社

- 議 決 日 平成29年11月27日 議第243号議案
- 一回目変更 平成30年2月23日提出 報告第94号
- 二回目変更 平成31年2月21日提出 報告第62号
- 三回目変更 令和2年2月21日提出 報告第29号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和2年10月23日

(7) 報告第 93 号

専決処分の報告について（富士川堤防等災害復旧工事の
請負契約の変更）

〔 請 負 金 額 1,920,839,700 円 → 1,980,019,700 円
契約の相手方 若生工業株式会社 〕

- 議 決 日 平成30年2月16日 議第81号議案
- 変 更 日 令和元年11月26日提出 報告第130号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和2年10月23日

(8) 報告第 94 号

専決処分の報告について（東名地区海岸護岸等災害復旧
工事（その7）の請負契約の変更）

〔 請 負 金 額 700,034,100 円 → 790,580,600 円
契約の相手方 奥田建設株式会社 〕

- 議 決 日 平成30年9月19日 議第212号議案
- 変 更 日 令和2年2月21日提出 報告第32号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和2年10月23日

(9) 報告第 95 号

専決処分の報告について（中島川等護岸等災害復旧工事
（その2）の請負契約の変更）

〔 請 負 金 額 1,007,303,040 円 → 1,009,433,880 円
契約の相手方 株式会社アルファ建設 〕

- 議 決 日 平成30年9月19日 議第214号議案
- 変 更 日 令和2年2月21日提出 報告第33号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和2年10月23日

(10) 報告第 96 号

専決処分の報告について（水尻川護岸等災害復旧工事の
請負契約の変更）

〔 請 負 金 額 1,049,349,200 円 → 1,068,738,900 円
契約の相手方 株式会社只野組 〕

- 議 決 日 平成31年2月14日 議第48号議案
- 変 更 日 令和元年11月26日提出 報告第135号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和2年10月23日

(11) 報告第 97 号

専決処分の報告について（津谷川等護岸等災害復旧工事
（その 2）の請負契約の変更）

請 負 金 額 1,133,000,000 円 → 1,282,265,600 円
契約の相手方 津谷・青木あすなろ復旧・復興建設工事共
同企業体

- 議 決 日 令和元年9月4日 議第167号議案
- 変更の理由 施工内容の変更等による請負金額の変更
- 専決処分日 令和2年10月23日

(12) 報告第 98 号

専決処分の報告について（仙台塩釜港塩釜港区水門等建
設工事の請負契約の変更）

請 負 金 額 1,028,631,200 円 → 1,225,226,500 円
契約の相手方 株式会社橋本店

- 議 決 日 平成30年2月16日 議第85号議案
- 一回目変更 令和元年11月26日提出 報告第136号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和2年10月26日

(13) 報告第 99 号

専決処分の報告について（仙台塩釜港塩釜港区上屋災害
復旧工事（その2）の請負契約の変更）

〔 請 負 金 額 627,000,000 円 → 713,435,800 円
契約の相手方 奥田建設株式会社 〕

- 議 決 日 令和2年2月14日 議第56号議案
- 変更の理由 施工内容の変更等による請負金額の変更
- 専決処分日 令和2年10月26日

(14) 報告第 100 号

専決処分の報告について（都市計画道路矢本門脇線新定
川大橋（仮称）新設（上部工）工事の請負契約の変更）

〔 請 負 金 額 1,124,280,000 円 → 1,274,816,100 円
契約の相手方 株式会社横河ブリッジ 〕

- 議 決 日 平成30年9月19日 議第218号議案
- 変更の理由 施工内容の変更等による請負金額の変更
- 専決処分日 令和2年10月28日

(15) 報告第 101 号

専決処分の報告について（都市計画道路門脇流留線浦屋敷道路等改築工事の請負契約の変更）

請負金額 1,931,040,000 円 → 2,045,990,000 円
契約の相手方 株式会社丸本組

- 議決日 平成31年2月14日 議第51号議案
- 変更の理由 施工内容の変更等による請負金額の変更
- 専決処分日 令和2年10月28日

(16) 報告第 102 号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

和解及び損害賠償の額の決定について、それぞれ専決処分したので報告するもの

○事故の状況

- 1 件数 385件
- 2 発 生 平成24年7月～令和2年8月
- 3 損害原因 退職手当の決定手続における瑕疵等
- 4 損害賠償額 125,843,446 円
- 5 専決処分日 令和2年10月23日～令和2年10月29日

(17) 報告第 103 号

専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）

（ 交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、それぞれ専決処分したので報告するもの ）

○事故の状況

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 件数 | 12件 |
| 2 | 発生 | 令和元年11月～令和2年9月 |
| 3 | 損害内容 | 人身事故, 車両事故 |
| 4 | 損害賠償額 | 6,651,447円 |
| 5 | 専決処分日 | 令和2年10月23日～令和2年10月27日 |

使用料・手数料の新設・改定等の主な内容

条例名		議案番号	主な内容			
1	手数料条例及び家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例	議第170号議案	家畜人工授精所開設許可証の申請手数料	許可証書換等	新設 →	許可証書換 1,800円 許可証再交付 1,800円
				※参考（今回改定なし） 許可申請	現行 →	6,000円
2	手数料条例の一部を改正する条例	議第171号議案	輸出証明書の発行手数料	輸出証明書発行	新設 →	870円
				※水産動物の輸出検疫証明書交付 該当条例を廃止し、手数料条例において規定	2,000円 →	
			適合施設の認定手数料		新設 →	現地調査を行う場合 20,900円 その他の場合 10,400円
3	食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	議第175号議案	営業許可証の申請手数料	許可証書換等	新設 →	許可証書換 2,000円 許可証再交付 2,500円
				許可申請		固定施設 9,600円 ~21,000円 → 固定施設 新規 10,000円 ~30,000円 仮設店舗 1,100円 ~7,500円 → 臨時・仮設営業 更新 10,000円 ~28,000円 新規 3,000円又は10,000円 更新 8,000円
4	家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例	議第179号議案	豚熱のワクチン注射手数料(初回接種に係る手数料に限る)		350円 →	免除